

仕 様 書

行 財 政 局 総 務 部 庁 舎 管 理 課
(担 当 細 川、高 瀬 075-222-3046)

件 名	令和 8 年度京都市かもがわ庁舎衛生害虫防除委託
契約期間	令和 8 年 1 2 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで
契約条件	1 本業務は、京都市契約事務規則、関係法令等を遵守するとともに、本仕様書に基づき完全に施行すること。 2 本業務の受託者は、労働基準法及び労働安全衛生法を厳守のうえ施行すること。 3 対象物及び実施場所（別紙平面図参照） かもがわ庁舎全体 ※重点箇所：給湯室及びトイレ 4 実施期間 令和 8 年 1 2 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで 5 作業内容 (1) 建物及び敷地全体について、実施期間内に 1 回、統一的にねずみ及び害虫の発生状況等の調査を実施し、当該調査結果を報告すること。 (2) 特にねずみ及び害虫の発生しやすい各階給湯室及びトイレ、ごみ置き場、各水槽の周辺等については、2 箇月以内ごとに 1 回、ねずみ及び害虫の発生状況等の調査を実施し、当該調査結果を報告すること。 (3) 調査の結果、防除作業等が必要になった場合には、防除作業に先立ち、提案書を作成し、作業計画を立てて、行財政局総務部庁舎管理課（以下、「庁舎管理課」という。）に承諾を得たうえで、防除作業を実施すること。 (4) ねずみ及び害虫防除のため殺鼠剤又は殺虫剤を使用する場合は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の規定による承認を受けた医薬品又は医薬部外品を用いること。使用薬剤については、必要に応じ製品安全データシート（MSDS）を提出すること。 (5) 防除作業実施後は、措置を行った箇所に対して、前調査と同じ手法により、効果判定を行うこと。効果判定によって、再度防除作業等が必要になった場合には、再調査を行い、問題点を明らかにしたうえで、防除作業を行うこと。 6 実施日 調査の実施日については、原則として平日 9 時～17 時とする。 ただし、事前に庁舎管理課と日程調整したうえで、実施すること。 7 後始末 死骸、薬剤、その他防除作業等による汚れ等の清掃及び後始末は、受託者の責任において処理すること。 8 協議連絡 受託者は、庁舎管理課担当職員と緊密に連絡を取り、協議打合せのうえ、作業をすること。 9 防除従事者 受託者は、作業従事者に対し、作業中、器物破損又は紛失することがないように細心の注意と誠意をもって作業するよう指導すること。 10 委託料 委託料は、契約期間の終了後、適正な請求書を受領した日から 30 日以内に支払うものとする。 11 その他 (1) 本件委託業務に必要な資材等は、全て受託者の負担とする。 (2) この仕様書によるもののほか、疑義が生じたときは、双方が協議して決めるものとする。 (3) 受託者は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律第 12 条の 2 第 1 項による「建築物におけるねずみその他の人の健康を損なう事態を生じさせるおそれのある動物として厚生労働省令で定める動物の防除を行う事業」の登録証明書（写し）を提出すること。